

悪質な訪問勧誘お断り

ステッカー

屋外用



屋内用

悪質な
訪問勧誘

(販売・買取・交換)

お断り

大阪府消費生活センター
大阪府警察

市町村の消費生活相談窓口

大阪府警察本部悪質商法110番

06-6941-4592

消費者ホットライン

188 お住まいの市町村等の
消費生活相談窓口をご案内します

大阪府消費生活センター

06-6616-0888
ゼロ・ハチ・ハチ・ハチ

警視庁 特殊詐欺警戒中

警視庁 特殊詐欺警戒中

悪質な訪問勧誘お断り

悪質な訪問勧誘お断り

- 大阪府消費者保護条例では、「拒絶の意思を表明している消費者への勧誘行為」を「不当な取引行為」として禁止しています。
- お断りステッカーを玄関先に貼ること、事業者の強引な勧誘行為をけん制することができ、消費者被害の未然防止につながります。
- 屋内用ステッカーには、油性マジックでお住まいの市町村の消費生活相談窓口の電話番号を書き、電話機付近に貼ってください。
- 小さいステッカーは、インターホンや電話機に貼ってください。